平成２５年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目10番３号
債務者　小林　勇夫
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９号
広島県三原市宗郷４丁目６番４―202号
債務者　松本　良宏
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
広島県尾道市高須町1917番地１
債務者　畑本　謙輔
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
愛媛県松山市北久米町991番地２　カサグランデ北久米506号
債務者　河﨑　春義
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
愛媛県松山市石手２丁目６番33号　沢田マンション103号
債務者　石田　龍平
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９９号
佐賀県佐賀市大和町大字川上2729番地１
債務者　加茂　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
佐賀県多久市東多久町大字別府5899番地５
債務者　泉　　好孝
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富79番地１　フランメゾンⅢ番館202
債務者　山下　正人
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
大分市岩田町４丁目３番１Ａ１－７号
債務者　村上　一菜（旧姓羽田野）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3509番地11
債務者　加藤　数美
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見201番地の23Ａ101
債務者　石塚　千秋
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第４０号
宮城県白石市旭町２丁目７番23―201号　メゾンアベーヌ201
債務者　鷲眼　　崇（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第４１号
宮城県柴田郡村田町大字村田字東田13番地さくらＡＰ―Ⅱ201号
債務者　阿部　順一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第８４号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目７番地18
債務者　木村　幸江（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
茨城県取手市井野団地３番15―102号、前住所東京都葛飾区南水元３丁目６番１―1145号
債務者　松村　義明
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
兵庫県西宮市上大市２丁目１番32―114号
債務者　彦田　宜孝
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５５号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番11―102号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係